令和2年8月28日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

1950年代に制定された米国共産党非合法化法の概要及び意義

1　概要

1940年代後半から1950年代前半にかけて、アメリカでは、国内での共産主義勢力の浸透を防ぎ自国の体制を維持するため、複数の立法措置が採られた（資料①～④）。

「共産党の非合法化」については、1954年に「共産主義者取締法」[1]が制定されている。これと密接に関係する法律（1950年制定）があるため、併せて概要を紹介する。

1950年に制定された「国内安全保障法」[2]（「破壊活動取締法」とも呼ばれる。以下、1950年法とする。）は、共産主義団体[3]に対して司法省への登録を義務付け、これを怠った場合の罰則を定めた。また、これらの団体は郵便・ラジオ・テレビの利用に制限を受けること、団体の構成員は公務員への就職が禁止され、旅券の発給が拒絶されることも規定され、共産主義者の宣伝活動を封じ込めることが企図された。1950年法の詳細は、資料②（pp.21-30）、資料③を参照。

1954年に制定された「共産主義者取締法」（以下、1954年法とする。）は、上の1950年法を強化したものとされている。1954年法は、その第2条において、「共産党は明瞭な現存する危険であるから『非合法化されるべきものである』（“……Therefore, the Communist Party should be outlawed.” Sec.2, Findings of Fact）」とし、共産党及びその後継団体の法的権利を制限するとともに、司法省への登録を義務付ける団体に新たなカテゴリーを追加した。ただし、1954年法それ自体には党や党員に（刑）罰を科す規定がなく、非合法化の規定を欠いているため、制定時から、立法の意図や1950年法との関係への疑問[4]が呈されていた（資料①、資料②、参考A、参考B等）。1954年法（制定時）の構成と主な内容は次ページの表を、詳細は資料②（pp.30-41, 207-221）を、具体的な評価は次の2（意義・評価）を参照。

2　意義・評価

1954年法は、その主要部分が合衆国法典第50編第23章に編入され、現在も維持されている（第841～844条）。

しかし、1954年法の発動の機会は制定当初から限定的で、共産主義勢力の実際の取締は、先

---

[1] Communist Control Act of 1954, P.L.83-637. 共産党取締法、共産党規制法、とも訳される。

[2] Internal Security Act of 1950, P.L.81-831. 国内治安法とも訳される。法律の第1部の名称から「破壊活動取締法」とも呼ばれるほか、マッカラン法とも呼ばれる。

[3] これに該当するか否かの判断は、1950年法により設置された破壊活動統制委員会（破壊活動取締局とも訳される。）が行うものと規定された。

[4] 1954年法は、第3条で共産党及びその後継団体の一切の法的権利を剥奪すると規定しているにもかかわらず、1950年法による登録の義務付けを維持しているが、これは共産党の事実上の存在を認めていることになるのではないか等。

に制定されていた 1950 年法や暴力による政府転覆を図ること一般の処罰を目的とする「外国人登録法」[5]などに基づいて行われていたようである（資料②、資料③、参考 C）。これらの法律は、その後、司法判断により（違憲と判断されないまでも）運用が極めて制限されていると指摘されている（資料④）。なお、1954 年法により改正された 1950 年法の条文は、1993 年に廃止されている。

1954 年法に対する評価として、次のような点が挙げられる。

○「反共主義」という大義名分の下、中間選挙を前にして法律案が提出され、十分に検討されることなく可決・成立した「人気取りの法律」である（資料⑤～⑧、参考 B 等）。

○反共主義的な一連の立法の「しめくくり」と位置づけられるが、従来の立法とは異なり、（共産主義的活動への対応策を超えて）共産党の非合法化を目的とした点は特徴的である（資料⑨）。

○法文上は非合法化をうたい、政党として付与されてきた権利や特定の義務免除を剥奪したが、党の事実上の存在そのものを禁止するものではなかった。実際、この法律により、共産党本部が閉鎖を命ぜられたり、共産党員の一斉検挙が行われたりはしておらず、現状（当時）を変えるものではなかった（資料⑧、資料⑨、参考 C）。1956 年 5 月に実施された調査によれば、共産党がダメージを被ったのは、広報活動の分野のみである（参考 D）。

※このように、1954 年法の目的は、完全な非合法化とは言えないと解する立場が通説とされる。一方で、他の反共主義的立法と合わせると、共産党は形式的にも実質的にも封じ込まれることになり、完全な非合法化であったという説もある（資料⑨（p.35））。

表　1954 年共産主義者取締法（制定時）の構成・主な内容

〔前文〕	この法律は「1954 年共産主義者取締法」と称する。
第 2 条	共産党（Communist Party）は非合法化されなければならない。
第 3 条	共産党及びその後継団体は、合法団体に認められる権利、特権、義務免除を受ける資格を有しない。
第 4 条	(1)共産党及び(2)政府の転覆等を目的の一つとする団体の構成員に対しては、「1950 年国内安全保障法」（1950 年法）の罰則 (注 1) が適用される。
第 5 条	共産党又はこの法律に規定する団体への参加を判断する基準
第 6 条 ～ 第 12 条	「1950 年破壊活動取締法」(注 2) の関連条文の改正等 例：共産主義団体構成員の就職・雇用を制限する職に、労働団体の役職を追加

（注 1）当局への登録義務を怠った場合、1 万ドル以下の罰金、5 年間の禁固又はその併科。なお、これを定めた 1950 年法上の条文は、1993 年に廃止されている。

（注 2）1950 年法の第 1 部。なお、改正された条文は、1993 年に廃止されている。

（出典）Communist Control Act of 1954, P.L.83-637; 北岡寿逸『米英の共産党政策』自由アジア社, 1955, pp. 207-221; 公安調査庁『アメリカ合衆国におけるこれまでの各共産党取締立法とそのそれぞれの成立経過概要』（公安調査資料乙（昭和 30 年 4 月 26 日号））1955, p.39 等を基に作成。

[5] Alien Registration Act of 1940, P.L.76-670. スミス法とも呼ばれる。

＜資料一覧＞

① アメリカ学会訳編『原典アメリカ史　第6巻』岩波書店, 1981, pp.138-150.（法律に関する箇所は pp.139-141.）

② 北岡寿逸『米英の共産党政策』自由アジア社, 1955, pp.18-41, 207-221.

③ 国立国会図書館調査立法考査局編『アメリカの「一九五〇年国内安全保障法」の制定経過並びにその規定の概要』（調立資料 A15）1952, pp.1-68.

④ 畑博行「アメリカ合衆国司法部の軌跡　第5回　反共立法の抑止とウォーレン・コート―イェイツ対合衆国事件判決、共産党対破防委事件判決およびアルバートソン対破防委事件判決の検討―」『判例タイムズ』676号, 1988.12.1, pp.42-50.

⑤ 「米上院通過の共産党非合法化案　ア大統領も当惑　政争の駆引から生れる」『朝日新聞』1954.8.15.

⑥ 「“党員禁固”は削除 目当ては11月選挙 得票への効果は疑問」『読売新聞』1954.8.20, 夕刊.

⑦ 「米の「共産党非合法化」　選挙の点数かせぎ　奇妙きわまる成立過程」『朝日新聞』1954.8.27.

⑧ 北岡寿逸「米国共産党非合法化と我国への影響」『経済時代』19巻10号, 1954.10, pp.69-71.

⑨ 「アメリカ共産党の非合法化―1954 年共産主義者取締法―」『世界週報』35 巻 31 号, 1954.11.1, pp.34-38.

参考A. “[Editorial:] Anti-Red Compromise,” *Washington Post*, August 20, 1954.

参考B. “[Editorial:] “OUTLAWING” COMMUNISM,” *New York Times*, August 26, 1954.

参考C. Anthony Lewis, “U.S. Communists Have More Legal Troubles: Even Membership in the Party Is Subject to Attack in the Courts,” *New York Times*, April 1, 1956.

参考D. Murrey Marder, “U.S. Reds’ status …: ‘Outlawry’ Leaves Both Sides Confused,” *Washington Post*, May 29, 1956.